

◎新潟県告示第1174号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

松浜内水面漁業協同組合（新潟市北区松浜7丁目3641番地）

新潟市大形地区漁業協同組合（新潟市中央区西堀通4番町259-58）

阿賀野川漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町石間3881-4）

東蒲原郡漁業協同組合（東蒲原郡阿賀町神谷丙894-51）

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、表の改正後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後	変 更 前																																				
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（遊漁期間）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">魚 種</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こ い</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふ な</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">う ぐ い</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">に じ ま す</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">い わ な や ま め</td> <td style="text-align: center;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">か じ か</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">も く ず が に</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間	あ ゆ	(略)	こ い	(略)	ふ な	(略)	う ぐ い	(略)	に じ ま す	(略)	い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで	か じ か	(略)	も く ず が に	(略)	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（遊漁期間）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">魚 種</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こ い</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふ な</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">う ぐ い</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">に じ ま す</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">い わ な や ま め</td> <td style="text-align: center;">3月1日から9月30日まで <u>ただし、以下期間内を禁漁区域とする。</u> <u>平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域</u> <u>平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の夷川上流全域</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">か じ か</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">も く ず が に</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間	あ ゆ	(略)	こ い	(略)	ふ な	(略)	う ぐ い	(略)	に じ ま す	(略)	い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで <u>ただし、以下期間内を禁漁区域とする。</u> <u>平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域</u> <u>平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の夷川上流全域</u>	か じ か	(略)	も く ず が に	(略)
魚 種	期 間																																				
あ ゆ	(略)																																				
こ い	(略)																																				
ふ な	(略)																																				
う ぐ い	(略)																																				
に じ ま す	(略)																																				
い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで																																				
か じ か	(略)																																				
も く ず が に	(略)																																				
魚 種	期 間																																				
あ ゆ	(略)																																				
こ い	(略)																																				
ふ な	(略)																																				
う ぐ い	(略)																																				
に じ ま す	(略)																																				
い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで <u>ただし、以下期間内を禁漁区域とする。</u> <u>平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域</u> <u>平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の夷川上流全域</u>																																				
か じ か	(略)																																				
も く ず が に	(略)																																				
<p>第6条～第12条（略）</p>	<p>第6条～第12条（略）</p> <p><u>（釣堀的漁場）</u></p> <p><u>第13条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</u></p> <p><u>（1）名称 阿賀町新谷川沿釣場</u></p>																																				

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

(2) 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平(新谷地内)
新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの、1,100mの区域

(3) 期間 2022年1月1日から2022年12月31日までの期間

(4) 濃密放流する魚種 いwana・やまめ・にじます

(5) 漁具・漁法 釣竿

(6) 料金 2,000円

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 <u>1F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000円(税抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500円(税抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢543番地205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105-6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟949</u>
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>

能生内水面漁業協同組合 糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801 糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

【年券】 表

(略)

裏

(略)

6. 「いわな、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

(略)

能生内水面漁業協同組合 糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133 糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合 羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市飯持 40 佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

【年券】 表

(略)

裏

(略)

6. 「いわな、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

ただし、いわな・やまめは、資源保護のため、期間指定での禁漁区域を下記とします。(協力をお願いします)

- ・平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間常浪川合流地点の支流小久蔵沢上流全域
- ・平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間阿賀野川合流地点の支流実川上流全域

(略)

【年券】 表

(略)

裏

(略)

5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

(略)

【日釣券】

表

(略)

【年券】 表

(略)

裏

(略)

5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

。ただし、いwana・やまめは、資源保護のため、期間指定での禁漁区域を下記とします。(協力をお願いします)

- ・平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間常浪川合流地点の支流小久蔵沢上流全域
- ・平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間阿賀野川合流地点の支流実川上流全域

(略)

【日釣券】

表

(略)

裏

(略)

5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

(略)

【もくずがに券】 (略)

別記様式第2号

【漁場監視員証】 (略)

別記様式第3号

【県内共通遊漁承認証】 (略)

施行日

この規則、令和5年1月1日から施行する（行政庁の認可日 令和 年 月 日）

裏

(略)

5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

ただし、いwana・やまめは、資源保護のため、期間指定での禁漁区域を下記とします。（協力をお願いします）

・平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間
常浪川合流地点の支流小久蔵沢上流全域

・平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間
阿賀野川合流地点の支流実川上流全域

(略)

【もくずがに券】 (略)

別記様式第2号

【漁場監視員証】 (略)

別記様式第3号

【県内共通遊漁承認証】 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日